

平成30年洞爺湖町教育委員会第3回臨時会会議録

| | |
|--------------------|--|
| 日 時 | 平成30年8月31日（金） 13:30より |
| 場 所 | 役場第1委員会室 |
| 出席委員 | 教育長 遠藤 秀 男 委員 岩原 義 美 委員 来 栖 由 喜 委員 岡 本 里 佳 |
| 欠席委員 | 委員 吉 田 聡 |
| 説明員 | 教育次長 天 野 英 樹 社会教育課長 永 井 宗 雄 社会教育課主幹 角 田 隆 志 |
| 会議録調整者 | 管理課主幹 佐 藤 融 |
| 傍聴者 | 無し |
| 日程第1 【開会宣言】 | 遠藤教育長 開会を宣言する。（13:30） |
| 日程第2 【教育長諸般の報告】 | 遠藤教育長 7/25 ボルダリング施設整備安全祈願祭（あぶたふえ合いセンター） 7/26 中学生交流事業洞爺湖町訪問団箱根町への出発式（役場庁舎前） 7/27 ALT帰国式（教委事務所） 洞爺地区戦没者追悼式（慰霊碑前） 7/28 聖徳太子祭典（洞爺水の駅広場） 中学生交流事業洞爺湖町訪問団箱根町からの帰着式（役場庁舎前） 7/30 通学路等安全推進会議（役場会議室、外） 8/ 1 中学生交流事業洞爺湖町訪問団歓迎式（防災研修ホール） 虻田地区戦没者追悼式（あぶたふれ合いセンター） 8/ 3 中学生交流事業洞爺湖町訪問団見送り・解団式（洞爺観光ホテル） フレンドリーツアー洞爺湖町訪問団三豊市への出発式 （洞爺総合センター） 8/ 6 西胆振日本遺産推進会議（むろらん広域センター） フレンドリーツアー洞爺湖町訪問団三豊市からの帰着式 （洞爺総合センター） 8/ 7 とうや子ども共和国（洞爺総合センター駐車場） |

- 8 / 9 洞爺湖芸術館・望月健展オープニング（同館）
- 8 / 20 教育行政評価委員会（役場会議室）
- 8 / 23 教育行政評価委員会（役場会議室）
- 8 / 24 民生委員推薦会（役場会議室）
フレンドリーツアー三豊市訪問団歓迎式（防災研修ホール）
- 8 / 26 フレンドリーツアー三豊市訪問団お別れ式（洞爺湖温泉小学校）
- 8 / 28 虻高未来づくり推進委員会（役場会議室）
- 8 / 29 定例校長会（役場会議室）
学校給食虻田・洞爺合同運営委員会（役場会議室）

遠藤教育長

それでは、続きまして、日程第3、報告事項に移ります。

報告第16号、学校給食費の改定について（諮問）、事務局から報告を受けます。

天野教育次長

報告第16号です。学校給食費の改定について、虻田給食センター学校給食運営委員会並びに洞爺給食センター学校給食運営委員会に、次のとおり諮問しましたので、これを報告するものです。3ページの諮問文で、両運営委員長宛です。学校給食費の改定について（諮問）、洞爺湖町の学校給食では、平成18年の町村合併を受けて、平成21年度に給食費の改定及び虻田・洞爺両地区の統一を図り、以来10年間給食費を据え置いています。この間、平成26年度の消費税の8%への引き上げや食材単価の値上がりの影響を受けながらも、国産品を基本として食材の調達と地場産品の積極的活用を行い、献立内容の工夫や近隣町との共同購入などを通し、栄養価を満たしながら、安全・安心な給食提供に努めてきています。しかしながら、現給食費のままでは国が示している学校給食実施基準を確保し、献立の質、栄養価を維持していくのは困難な状況を迎えています。今後も児童生徒に安心でおいしい魅力ある給食を提供し、食育活動を充実させていくためには、給食費の改定が必要と考えています。つきましては、下記案のとおり、平成31年度から給食費を改定したく洞爺湖町学校給食センター条例施行規則第5条の規定に基づき、貴委員会に諮問いたしますということで、記ということで改定案です。小学校につきましては、新給食費案260円で現行給食費245円ですので、15円の増で6.1%の増ということです。中学校につきましては、新給食費案が300円、現行給食費285円ですので、小学校同様15円の増で5.3%の増ということで諮問いたしました。それで、合同の委員会の中で説明させていただきましたが、改定に当たっての考え方というものをまず示しています。現行給食センター。ここから口頭で報告させていただきます。現行改定に当たっての考え方といたしまして、現行給食センター方式の継続ということで、まず、虻田給食センター及び洞爺給食センターによる給食提供を継続する。それから、米飯食については、洞爺給食センターは地場産米による自炊方式、虻田給食センターは学校給食会提供米による委託炊飯方式を継続すると。会計は虻田給食センター及び

日 程 第 3
【 報 告 事 項 】
・ 報告第16号

洞爺給食センターそれぞれ、独自で行うということをまず基本とします。それから、給食内容の充実ということで給食内容の充実を図り、魅力ある給食を提供するよう努めると。それから、地場産品の活用につきましては、これまで同様に国産食材を原則とし、地場産品について積極的に活用すると。それから、食材単価変動への対応ということで、食材単価に変動がある場合は、副食の材料で調整することを継続すると。それから、新給食費の期間ですが、新給食費は平成31年4月から5年間継続すると。新しい給食費は5年間同じ金額でいくということを継続。ただし、食材単価に副食材料で調整できない大幅な変動があった場合はこの限りではないと。それから、改定額の算出方法といたしまして3点あります。副食費の回復ということで、前回改定時これ平成21年です。同内容の給食提供を基本とし、これまでの副食費へのしわ寄せ分を回復させるということがまず1点。それから、2点目として物価動向の反映ということで、新給食費が5年間予定していることから一定程度の物価上昇分を反映させると。3点目、近隣市町との均衡ということで、近隣市町との均衡も考慮しながら保護者負担の増加を極力抑えることを検討と。この3点を改定額の算出方法ということで考慮したということです。1点目です。1食当たりの算出額の1点目、副食費の回復ということです。これは平成21年度と平成29年度の実績ですが、この比較ということで、小学校については11.78円、温食へしわ寄せがいつていると。それから、中学校の給食費については、13.58円温食にしわ寄せがいつていると。まず、これを回復させると。それから、物価動向の反映ということで、過去5年間の物価指数の増減平均ということで1年0.86%の変動があったということです。これを2年間みましようということで1.72%みると。5年間分を計上すると、初期負担が高くなるということで2年間をみるということです。それで算出額ですが、小学校につきましては、現行の245円に回復額11.78円を足して、それに物価動向の反映ということで、掛ける1.0172ということで261.2円となります。261.2円となりますが、保護者負担軽減のため1.2円を減じて260円と。諮問したとおりの260円とします。それから、中学校につきましては、現行285円に回復額副食の回復分11.58円を足してそれに物価動向の反映と。2年分と。1.0172を掛けますと303.7円となりますが、303.7円を保護者負担軽減のため3.7円を軽減して300円とするということで諮問をしたということです。なお、年間増加額といたしましては、小学校・中学校ともに2,850円程度の増額となるというものです。なお、この金額につきましては、今、土曜授業等行っていますので、各学校ばらばらなのですが、ならして190食を想定した金額ということで、2,850円の増額が出るというようなことでの提案をさせていただきました。なお、今後のスケジュールですが、今後、保護者の皆様にこの給食費の改定の検討の内容を今お話した新給食費、現行の表等入れたり、あと、近隣の改定予定、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市は改定予定となっていますので、それらも入れたり、後、あわせて、給食費の仕組みや今回の改定にあわせて、学校給食に関して保

護者の皆様から意見をいただくというようなことで、それぞれ、保護者の皆様にチラシとしてお知らせとさせていただきますので、これらを9月上旬から9月20日まで締め切りとさせていただきますので、その集計が出た後、9月下旬から10月上旬で2回目の合同の運営委員会ということで、保護者の皆様のご意見の結果、報告、それから、改定額の審議、そのあと、10月中旬に学校給食運営委員会から教育長へ答申。それから、11月中に新年度給食費にかかる保護者通知と予定ということで現在考えているところです。以上です。

遠藤教育長

ただ今、事務局から給食費の改定についての報告等がありましたが、質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

« 「ありません」とう人あり。 »

それでは以上の報告について、ご了承願いたいと思います。

続きまして、4ページに入ります。

日程第4、議決事項に移る前に訂正があります。議案で何点か訂正がありますので、事務局から説明願います。

天野教育次長

申し訳ありません。4ページ、議案第16号の表題で、中ほどから右側、運営に関する基準の「準」が抜けています。すいません。それから、その下の本文ですっていつって同じように基準の「準」が抜けていますので、そこを訂正いただきます。あわせて、同じように「準」が抜けていまして、8ページの議案第17号、表題の基準の「準」がここも抜けています。それから、その下の文の中でも1行目基準の「準」が抜けておりますので、2カ所、それぞれ、訂正をいただきたいと思います。申し訳ありません。よろしく願いいたします。

遠藤教育長

以上のとおり訂正をお願いしたいと思います。

それでは、議案第16号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案説明を求めます。事務局お願いします。

天野教育次長

議案第16号です。洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、洞爺湖町長から意見を求められたので、これを承認する議決を求めるものです。5ページは町長から教育長宛の意見聴取の文章です。それでは、早速、内容について説明をさせていただきます。この条例改正についての改正理由ですが、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の内閣府令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。次に改正の概要ですが、条例制定の参考としている国の基準の改正により引用条項にずれが生じたことから、これに対応する形式的な改正で、実質的な改正はありません。条がずれたということですので、その改正になります。それでは、7ページの新旧対照表でご説

日 程 第 5
【 議 決 事 項 】
・ 議案第16号

明をさせていただきます。第15条（特定教育保育施設の取扱方針）第1項第2号中、同条第9項、左側にまゐります。同条第11項に改めるというものです。6ページ附則にまゐります。附則です。この条例は、公布の日から施行するという改正です。なお、この洞爺湖町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業というものが一体何だということに多分なるのではないかと思います。簡単に説明いたしますと、子ども・子育て支援法が27年4月からスタートしています。特定教育・保育施設というのは、認定こども園、幼稚園、保育所のことを指します。特定地域型保育事業というのは、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育というこの4つ、細かく国で定めていますので、これらの基準について、国が定める従うべき基準、それから、参酌すべき基準に基づき、町が条例で定めなさいということになっていました。それでこの条例ができていますが、この制度では、施設型給付。実際に町内の私立幼稚園が施設型に移行していますので、この基準に基づいて給付しているのですが、地域型保育給付ということで、小規模保育等4つ言ったのですが、町内には実際ありません。影響はないのですが、やりたいというところはこれらの基準を満たして、給付の対象になるということを確認して、町が給付費を払うということになりますので、この特定教育・保育施設、特定事業ということで開設する場合には、この基準に則って開設してくださいと。先ほど言ったとおり実質的な改正ではありませんので、条項がずれるというだけの内容となっています。以上です。

遠藤教育長

事務局から説明がありました。条例自体の中身で変わるということではないということをご理解いただければと思いますし、条例改正は、教育委員会が提出できませんので、町長部局にこういう形で出していただくということです。質疑をお受けしたいと思います。よろしいですか。

« 「ありません」とう人あり。 »

それでは、提案のとおり承認し、町長部局へ回答するというご異議ありませんでしょうか。

« 「なし」とう人あり。 »

異議なしと認めます。

議案第16号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、8ページになります。

議案第17号、洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を事務局から受けます。

天野教育次長

議案第17号です。洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に

・ 議案第17号

関する法律第29条の規定に基づき、洞爺湖町長から意見を求められたのでこれを承認する議決を求めるものです。町長からの文章につきましては、先ほど5ページで載せていますので、こちらでは割愛させていただいています。この改正理由ですが、これにつきましても、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関する省令の一部が改正されたことにより所要の改正を行うものです。この家庭的保育事業というのは、簡単に説明しますと4種類ありまして、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業ということで、町内にはありません。ありませんがやりたいというときに、国と同じ改正をしておかないと困りますので、現在ありませんがこれらを改正するということです。改正の概要ですが3点あります。代替保育に関する連携施設の確保義務の緩和。小規模の保育事業ですから、連携施設というのは、集団保育の体験機会の確保、小規模保育事業者等に対する支援、代替保育、保護者が希望した場合に3歳以後も引き続き受け入れる等を行う保育所、幼稚園または認定こども園のことで連携施設（義務の緩和）。2点目が家庭的保育者の居宅で行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予の期間の延長。3点目、家庭的保育者の居宅で行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に関する外部搬入施設の拡大と。この3点がこの改正の要点となっているものです。それでは、内容の説明に入らせていただきます。11ページの新旧対照表をご覧ください。第5条、家庭的保育事業者等の一般原則の第5項中、「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改め、これは、第6条で第2項を新設するものですから、特定をしなくてはいけないということで、2項を新たに加えるというものです。続きまして、第6条（保育所等との連携）、第1項中「第3項まで」を「第3項まで並びに附則第3条」に改め、同項中「保育所、幼稚園又は認定こども園」を左に行きまして、「保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）」に改めると。第2号中「保育をいう」の次に、「。以下この条において同じ。」を加え、同上に次の2項を加えるものです。この2項及び3項を加えるものについては、先ほどの改正の要点の1点目の代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和にかかるものの規定というものになります。第2項「町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合にあつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。」。同項第1号「家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。」、同項第2号「次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。」。第3項「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならな

い。」。同項第1号「当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」、同項第2号「事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者と同等の能力を有すると町が認める者」ということで、2項を追加しました。この中で今出ました小規模保育事業A型、B型と出ているのですが、元々、小規模保育事業というのがA型からC型までありまして、A型が保育所の分園、ミニ保育所に近い類型ということになっています。それで、この後、小規模保育をするというのが0歳から2歳までを受けるというのが原則となっていますので、そういう小さい保育所ということです。それから、C型というのはグループ小規模ということで、家庭的保育ということで分類されまして、B型というのがそのA型と保育所の分園みたいなA型とC型の小さいその中間というようなイメージで国が想定して作ったということで、基本的には都会の待機児童の関係で、なるべく受け入れられるようにということで、こういう細かいもので設定されたのではないかとということで地方ではあまりこういうのが出ていないもので、うちもないのですが、そういうことで考えているところです。続きまして、次、第16条（食事の提供の特例）中第2項に次の1号を加えるということで、（4）と加えていますが、この追加については、家庭的保育の居宅で行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に関する外部搬入施設の拡大に係るものということです。同項第4号「保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの（第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）」ということです。あと、中ほどに必要な栄養素量の給与等となっていますが、普通給与といえば、給料の対価みたいに普通使うのですが、ここでいうのはあてがう、与えるという意味で使うということで、国の基準もそういうふうになっていますので、そのまま同じような言葉を使うということで入れているところです。続きまして、第37条、（居宅訪問型保育事業）中、次のページにまいりまして、第1項第2号中「（平成24年法律第65号）」、これは削っています。先ほど第6条でこれを規定しましたので、ここは削るということになります。続きまして、第45条（連携施設に関する特例）の第1項中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改めます。それから、附則です。第2条（食事の提供に関する経過措置）第1項中「事業を行う者」の次

に「(次項において「施設等」という。)」を加え、同条に次の1項を加えるということで、15ページ、第2項として新たに加わっています。この追加につきましては、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長ということで従前5年までということだったのですが、倍の10年まで延長していいですよという経過措置の猶予期間の延長ということになっています。第2項「前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日。ここが5年から10年が変わったということで規定されているところです。までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係るに限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。」というふうに加えるというものです。それでは、10ページに戻っていただきまして、附則です。この条例は、公布の日から施行するというものです。以上です。

遠藤教育長

事務局から説明がありました。現状では当町には直接影響がないと。これに該当する施設がないということですが、条例上定めていますので、その内容を変更すると。待機児童対策として、連携施設や、それから食事の提供の基準を緩和していくという内容かなと思っています。

質疑をお受けしたいと思いますいかがでしょうか。ちょっとわかりづらいかもしれないですね。よろしいですか。

«「ありません」とう人あり。»

それでは提案のとおり承認することを町長部局へ回答することにご異議ありませんでしょうか。

«「なし」とう人あり。»

異議なしと認めます。

議案第17号、洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして、16ページになります。

議案第18号、平成31年度に使用する小学校用教科用図書についてを議題とします。

提案説明を事務局から受けます。

天野教育次長

議案第18号です。平成31年度に使用する小学校用教科用図書について、洞爺湖町立学校管理規則第34条の規定により、教科用図書第10採択地区教育委員会協議会の決定に基づき次のとおり採択することについて、議決を求め

・議案第18号

るものです。教科用図書第10採択地区教育委員会協議会というのは先ほど教育長からもお話があったとおり苫小牧市と室蘭市を除く胆振管内9市町で構成をしているものです。それから、町立学校管理規則第34条というのが、ちょっと、読みますので聞いていてください。教科書等の採択第34条、小学校及び中学校において使用する教科書は胆振地区の教科書採択教育委員会協議会の決定に基づき教育委員会が採択するという、議決を求めているものです。また、小学校の教科書につきましては、平成32年度から新学習指導要領に基づく教科書に変わることから、本教科書につきましては、平成31年度に限り使用する教科書ということになりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。それでは、資料として第10採択地区教育委員会協議会の選定結果ということで、種目名、発行者、選定理由と載せています。1種目ずついきます。国語、光村図書です。児童が主体的に言語活動に取り組むことができるよう工夫されていること、また振り返りの学習や読書活動の推進に配慮がなされていると。続きまして、書写です。光村図書です。国語の教科書との関連が図られていることや児童の学習意欲を高める工夫がなされている。社会です。教育出版です。北海道の地域性を考慮した内容となっており、胆振の子どもたちにふさわしい。地図です。帝国書院です。北海道の地域性を考慮した内容となっており、胆振の子どもたちにもふさわしい内容となっている。算数です。東京書籍です。児童の学習意欲を高め、見通しを立てながら主体的に学習できるように工夫されていること、また、基礎・基本の定着を図るよう配慮されている。続きまして、理科です。東京書籍です。児童の学習意欲を高める工夫がなされていることや北海道に関わりの深い内容が取り上げられている。続きまして、生活です。教育出版です。子どもたちが主体的に学習に取り組むことができるよう工夫されていることや北海道の地域性を考慮した内容となっている。音楽です。教育出版です。楽しく音楽の基礎・基本を身に付けることができるよう工夫されていることや、伝統的な音楽についての学習への配慮がなされている。図画工作です。日本文教出版です。児童が主体的に学習に取り組むことができるような工夫がされていること、胆振管内に関連が深い内容が取り上げられている。続きまして、家庭です。開隆堂です。児童の興味・関心を高める工夫がなされている。保健。東京書籍です。児童が主体的に学習に取り組むことができるという選定結果となっています。以上です。

遠藤教育長

ここに選定結果で出ている教科書につきましては、実は平成27年度から実際に使っております。今までの状況でいきますと、この教科書というのは4年間使用するというので、平成27年度から平成30年度までと。来年度からまた新たな教科書を採用するということになるのですが、再来年からまた新学習指導要領が実施されますので、そこでまた新たな教科書にしなくてはならないということになりますので、来年1年間だけの教科書採択ということになります。小学校につきましては、ここには特別の教科『道徳』は入っていません。特別の教科『道徳』につきましては、昨年度、既に新学習指導要領に合わせた

・議案第19号

形で採択しています。それはそのまま続いていくというふうになっています。そういうことで、来年度1年度だけの教科書ということでご理解いただいて、平成26年度に採択した教科書をそのまま採用するという議決となっています。

質疑をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

«「ありません」とう人あり。»

それでは、提案のとおり採択することにご異議ありませんでしょうか。

«「なし」とう人あり。»

異議なしと認めます。

議案第18号、平成31年度に使用する小学校用教科用図書については、原案のとおり可決されました。

続きまして、17ページ、議案第19号です。平成31年度から使用する中学校用教科用図書についてを議題とします。

提案説明を事務局から受けます。

天野教育次長

議案第19号です。平成31年度から使用する中学校用教科用図書について、洞爺湖町立学校管理規則第34条の規定により、教科用図書第10採択地区教育委員会協議会の決定に基づき次のとおり採択することについて、議決を求めるものです。教科用図書第10採択地区教育委員会協議会の選定結果です。種目、特別の教科『道徳』、発行者、光村図書出版。選定理由です。①問題を解決するための発問「考える観点」を配置し、様々な道徳上の問題や課題を多面的・多角的に考えられるように工夫されている。2点目です。教材ごとに記入する「私の気づき」やシーズンごとの記録を残す「学びの記録」を配置し、自らの道徳的成長や新たな目標をもったりすることができるよう工夫されている。3点目です。生徒が家庭での話し合いにつなげられるコラムを配置し、家庭や地域社会との共通理解を深めることができるように工夫されている。以上です。

遠藤教育長

これにつきましては、来年度から中学校の方で使用するということになります。これにつきましても、第10採択地区協議会で決定したということになります。お手元に今あるものが光村図書の道徳の教科書になります。教科書については、これも新学習指導要領に基づいていますので、来年度から使っていくと。単年度ではなくて今後ずっと使うということになります。ちなみに、来年は、再来年から小学校が新学習指導要領に移行しますので、来年は全ての道徳を除く全ての教科書をもう1回選定すると。再来年は中学校で道徳を除く全ての教科書を採択する形になります。さっと見ていただいただけでは、中々わからないと思いますが、質疑あればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

«「ありません」とう人あり。»

それでは、提案のとおり採択することにご異議ありませんでしょうか。

« 「なし」 とう人あり。 »

異議なしと認めます。

議案第 19 号、平成 31 年度から使用する中学校用教科用図書については原案のとおり可決されました。

続きまして、18 ページです。

議案第 20 号、教科用図書採択地区変更についてを議題とします。

提案説明を事務局から受けます。

天野教育次長

議案第 20 号です。室蘭市教育委員会から北海道第 10 採択地区への加入申し入れがあり、同地区の構成市町変更に同意することについて、議決を求めるものです。19 ページに室蘭市の教育委員会の教育長から北海道第 10 採択地区教科用図書採択教育委員会協議会の会長田鍋会長さん、壮瞥町の教育長宛に申し入れがありました。教科用図書第 10 採択地区への加入申し入れについてということで、このことについて、現在、第 19 採択地区である本市を第 10 採択地区へ加入させていただきたく、次のとおりお願い申し上げます。記、採択地区変更理由。室蘭市はこれまで教科用図書第 19 採択地区として単独採択を行ってきましたが、教科用図書採択の一層の充実と適正化を図るため、平成 31 年より単独採択から共同採択への見直しを行いたいと考えています。以上のことから、第 10 採択地区構成市町にて本市加入の協議いただきますよう、よろしくをお願い申し上げますというものです。資料として次、20 ページですが、これらにつきまして、構成市町がそれぞれ、今、教育委員会でこの議決をいただいて、議決いただいた後に、それぞれ、北海道教育委員会宛に、この文書を付けると。内容については、採択地区の変更ということで、教科用図書採択地区について、白老町教育委員会の要望書記載のとおり変更することに同意しますと。白老町教育委員会につきましては、この第 10 採択地区の事務局をやっていますので、そこは実際に事務をしているということで白老町教育委員会という名前が入っているというものです。それで、21 ページ、この室蘭市の加入についての日程ですが、米印の上、下から 3 つ目ですが、原則として、毎年度 4 月 1 日付で採択地区を変更すると。その際、「要望書」の提出期限は、変更日の 6 月前とするということでもちょっと急ぐということになっています。それで、平成 30 年 10 月 1 日、北海道教育委員会へ要望書の提出と。それから、提出した後、それぞれ、色々書いていますが、告示その他ありますので、平成 31 年 4 月 1 日から室蘭市を含めた教科用図書第 10 採択地区へ変更という形になるということで、この 10 月 1 日の要望書提出に合わせた、今回変更の議決をいただくという議案を提出させていただきました。以上です。

遠藤教育長

事務局から説明がありました。管内では苫小牧市、室蘭市が単独採択をしてこれまでしていたのですが、室蘭市が色々な事情から第 10 採択地区に入っていきたいということです。

質疑をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

・議案第21号

« 「ありません」とう人あり。 »

それでは、提案のとおり同意する決定にご異議ありませんでしょうか。

« 「なし」とう人あり。 »

異議なしと認めます。

議案第20号、教科用図書採択地区変更については、原案のとおり可決されました。

続きまして、22ページ、議案第21号です。平成30年度（平成29年度対象）教育委員会の点検・評価についてを議題とします。

提案説明を事務局から受けます。

天野教育次長

議案第21号です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項に基づき教育委員会の管理及び執行状況の点検・評価を行い、別添のとおり報告書を作成したので、これを議会に提出するとともに、公表することについて議決を求めるものです。それでは、別添で平成30年度（平成29年度）ということで、教育委員会の点検・評価というものでお配りをしているものがありますので、まず、1ページをお開きいただくと、それから、資料ということで教育行政の参考資料というものがありますので、それも合わせて、見ていただければと思います。資料の方は、執行方針をずっとめくって、そのあとに、管理課、社会教育課、給食センターと、それぞれに資料を付けていますので、そこをめくっていただければと思います。それでは、点検・評価ということで、まず、1ページから簡単に説明をさせていただきます。まず、この点検・評価につきましては、平成20年4月1日から施行されて、今まで毎年行っているものです。点検及び評価の目的が3点。政策や行政活動、施策事業の質を向上させること。2点目、行政の説明責任を果たすこと。3点目、教育行政に対する町民満足度を高めることということです。評価の流れですが、担当部局の自己評価と事業概要、事業実施状況を合せて点検をします。事業評価、達成度評価、課題、今後の方向性と。それから、これを作った後、評価委員による意見・提言等いただいた後、本日、教育委員会議で議決をいただいた後に議会報告・公表という流れになっているというものです。2ページにまいりまして、それぞれ、今回につきましては、前年度の教育行政執行方針の中から主なものを評価対象としていますということで、シートにつきましては、今回は25区分の主要施策で30シートを作っているというものです。評価の基準ですが、AからDというような評価区分になっているものです。続きまして、3ページです。大きな2として、教育委員会の活動状況ということで、それぞれ、教育委員会の開催ということで、臨時会、定例会、議案の番号とそれから案件と、それぞれ、教育委員会協議会をその後実施した場合には、その下に協議会ということで、それぞれ、記載をさせていただいているものです。5ページにまいりまして、下の委員の活動ということで、4月中は入学式、それぞれ、町内小・中・高に分かれて行っていただいています。それから、次のページにまいりまして、11月にはそれぞれ、学校訪問、

保育所訪問を実施。その後、3月にはまた、町内小・中・高校の卒業式ということで、それぞれ、分かれて行っていただいたと。簡単に整理をさせていただきます。それでは、事務事業評価及び評価委員の意見・提言ということで、7ページから説明させていただきます。まず、行政評価委員の総括意見からまいります。読みます。平成29年度の教育行政執行方針に基づき実施した事業を25区分の主要施策に分け、主な事務事業について、各課担当の自己評価をもとに第三者の立場から意見・助言を申し上げました。評価対象の各種事務事業について、全体を通して概ね実施されており、住民が何を求めているのかを理解して課題の解決に向けた改善を図りながら進めていることが見て取れます。このたびの点検を通して特に次の点について申し上げます。1点目は保育士不足による事業推進への影響が懸念されており、難しいかもしれませんが奨学金制度の創設などは有効な手だてになっているのではないかと考えます。2点目は民法の改正により成人年齢が2022年4月から18歳に引き下げられることに伴い、成人式のあり方を今から検討する必要があると考えます。これらの他にも、課題はありますが、行政内部において節目となる世代交代の時期が近い将来に訪れることを踏まえ、これら諸課題を解決するための筋道をしっかりとつけて、次の世代へ引き継いでいくことに留意しながら、今後の取り組みを進めていただきたいと思いますというような総括意見でした。それで行政評価委員ということで3名、お名前を書いています、1番下の大西栄美委員については、今回初めてと。1人交代しまして、大西栄美委員が今回から委員に就任していただいたということになっております。残りの委員さんについては継続ということになっています。それでは8ページから、それぞれ、シートの説明を簡単にさせていただきます。30シートあるうち、達成度A、概ねできたというのが30シートのうちの28シートAということで、残り2シートがBとなっています。各シートの主なものについて説明をさせていただきます。初めに、このシートにつきましては、今回から一部改正をしています。はじめに1シートをそれぞれ、1シート3事業まで書くと。たくさん今まで詰めていたのですが、中々わかりづらいと。わかりづらいということもありまして、1シート3事業までに整理と。それから、事業ごとに番号を付すと。①、②、③と全てそれぞれ欄が入っていると思いますが、これを入れることによって下にいても①についてはということではいちいち事業名を書かなくてもいいというような形にさせていただいたということ。それから、下に課題と対応方向ということで、ここは今まで課題と対応方向について文書ですらっと書いていたのですが、課題と対応方向をそれぞれ分けて書くということでその課題と対応を明確化するということで、ここを分けて書くようにしたというようなことで、今、申し上げた3つについて、様式の改正をしたというようなことでやっています。

それでは、8ページの推進項目I、幼児期の保育及び教育の推進、主要施策ア、子育て支援の充実です。取組の事業概要ということで3点。①が新規です。保育所及び私立幼稚園の利用者負担額の軽減対策の実施ということで、これにつきましては、①の実施状況ですが、29年度より洞爺湖町内に住所を有し、就

学前児童を扶養する保護者に対し利用者負担額を2分の1助成することで、経済的負担の軽減により子育ての支援を実施というものです。事業費、①利用者負担金助成ということで、決算額1,381万2千円ということで、特定財源のその他1,200万円については、ふるさと納税でいただいた資金をここに活用して充当しているものです。それから、事業費の中の②の常設保育所運営事業に一時預かり事業46万9千円につきましては、利用料というもので46万9千円いただいているものです。①の評価ですが、利用者負担金を2分の1助成することに保護者の働きやすい環境を整えることができた。達成度Aとしています。課題と対応方向につきましては、②のみ課題ということでその他なしとなっています。②1日利用者数の増加ということで利用者が増加傾向にあるが、現行の体制においては、利用者数を2名の定員を維持せざるを得ない状況であることから、現行維持するとしています。評価委員の意見・提言です。一時預かり事業については、利用者の希望に沿うよう取り組みを進めていただきたい。また、その他事業については今後も、継続して進めていただきたいと思っています。

9ページです。主要施策イ。保育所の運営充実です。これについては、取組の概要は1本ということで従前と変わりはありませんが、事業の実施状況の1番下の点です。就学前児童の教育・保育の連携では、保育所及び幼稚園教諭、また、今回初めて町内各小学校教諭の参加を得て幼稚園教育要領、保育指針をどう現場に活かすかをテーマとする合同研修を行ったというものです。評価ですが、平成30年度より適用される新保育所指針に伴い、保育士及び幼稚園教諭、小学校教諭の合同研修会を行い、認識の共有が図られたと評価をして達成度をAとしています。課題と対応方向で継続実施と書いています。今後も学校、幼稚園、保育所、教員、幼稚園教諭、保育士相互の交流を通じ、就学に向けて必要な連携を図っていくと。児童要録はより具体的に記載することにより、児童の状況をより具体的に引継ぎを行うことができる。記載の表現など研修を重ねていくと。保健師および小学校との連携により、支援を要する児童も含めたスムーズな就学に向けた取り組みを図ると。評価委員の意見・提言ですが、幼・保・小のより一層の連携を深め、スムーズな就学に向けた取り組みに努めていただきたいとこととでいただいています。

10ページです。ウ。子育て支援センター事業の推進で、取り組み事業1本で継続ですが、同じ事業です。実施状況の2つ目の点です。今年度は、親子ふれあい遊び「お父さんと一緒に遊ぼう」を初めて開催し、父親も参加者しやすい日曜開催を取り入れて実施したところ。評価ですが、これを初めて実施したことによって、大変好評であったと。口頭ですが評価をいただいたということです。それから、達成度につきましてはAということです。課題と対応方向については特になしとなっています。課題について特になしということですので、説明を省略させていただきます。評価委員の意見・提言ですが、今後とも充実した取り組みを願うということとでいただいています。

11ページです。エ。保育施設の整備です。取り組みの概要2本です。この

中で事業費のうちの下です。洞爺保育所新築工事、実施設計業務の決算額1,242万円で特定財源1,242万となっています。すいません。これ1,240万円に訂正をお願いいたします。これにつきましては、過疎債といいまして、借金をして事業を行っていますが、過疎債というのが有利な財政、国から財政措置を受けられまして、充当率100%。借りられるのが10万円単位なので1,240万円まで借入れをしているということで、充当率100%。償還期限が3年据え置いて12年で償還するのですが、元利償還金の70%が普通交付税に算入。要するに国から70%入れてくれるのです。実質、30%の持ち出しでいいという有利な起債というものがこの1,240万円、過疎債というものです。それで、達成度Aということで、課題と対応方向で2つ課題があります。保育所の確保ということで、0歳児保育の実施など、サービスの拡充を予定しているが、全国的な保育士不足の状況であるが、何とか保育士の確保を図っていく。それから、②は開設場所の確保等ということで、開設場所を含めた統合移築の検討です。それから、評価委員の意見・提言です。洞爺保育所の改築に向けた取り組みにおいて、保育士の確保を図り、予定どおりに保育所運営ができるよう進めていただきたいと思います。

続きまして、12ページです。推進項目の大きなⅡとして学校教育の推進、主要施策ア 学校運営の充実《取組その1》です。取り組みの概要は3点、継続です。実施状況、事業費、評価については記載のとおりということで達成度Aということです。課題と対応方向で①と②について書いています。①次年度虻田地区で導入に向けた準備コミュニティ・スクールの関係です。それで対応方向については、研修会等を実施すると。②で土曜授業の試行的実施については、次年度実施に向け、開催回数等の検討ということで、対応方向、校長会を通して協議していくということでしています。評価委員の意見・提言。今後も地域の協力を得ながら事業を継続していただきたいと思います。

13ページです。主要施策アの学校運営の充実《取組その2》です。取り組みの概要として3本で継続です。それで、事業費の①ICTタブレット活用事業の調査研究ということで、決算額660万6千円ということですが、特定財源240万円につきましては、これについても過疎債ということで、過疎債を活用しているところですが、達成度Aということです。課題と対応方向ということで①です。ICT（タブレット）関係ですが、活用方法、整備費用など導入に向けた検証ということです。対応方向①洞爺中学校をモデル校として引き続き調査研究を進めていくと。②はありません。③学テの関係です。全国学力・学習状況調査の結果活用ということで対応方向、学力向上に向けた取組として全国学力学習状況調査における現状の傾向や課題の把握、分析をはじめ各学校の取り組みの充実を図るため継続して実施するというので、評価委員の意見・提言です。ICT（タブレット）活用については、整備費用や教育効果を見極めながら進めていただきたいと思います。

14ページです。主要施策ア 学校運営の充実《取組その3》です。取り組みの概要3本です。③次期学習指導要領における小学校での英語授業の対応準

備ということで取り組んだところです。実施状況で③平成32年度から本格実施に向け、各学校と授業時数確保等の指針を策定したところです。評価で③教育委員会として授業時数確保等について校長会と協議し、各学校と共有することができたということで、達成度Aとしています。課題と対応方向で①、②については、学力の向上ということで課題を載せています。対応方向です。引き続き、学習支援員の配置を行っていく。②ですが、町独自の「標準学力調査（全面改訂版）」の実施など、引き続き支援を行う必要があると。それから、③外国語活動の指導助手確保ということで、対応方向、③小学校3・4年生の外国語活動の指導助手を時間講師で対応するとしています。評価委員の意見・提言です。学力向上を図るには、学校教育のみならず家庭教育が大切であることから、家庭教育環境の充実を促すなど、家庭との連携に努めていただきたいと思います。

15ページです。主要施策イ 特別支援教育の充実です。取り組みの概要は2本です。従前と変わっていません。実施状況、事業費、評価は記載のとおりで達成度Aとしています。課題と対応方向で①介護員、支援員の確保を課題としていますが、その対応方向ですが、①授業を円滑に行うため、適正な配置を考慮しながら、継続して配置をします。②支援ファイルの活用促進ということで、対応方向、②活用の充実を図るため、保護者・関係機関と連携・協議して進めていくと。評価委員の意見・提言です。介護員、支援員については、できるだけ学校の要望に沿うよう努めていただきたいと思います。また、支援ファイルについては、有効活用を図るため、保護者に記入していただけるよう啓発に努めていただきたいと思います。

16ページにまいります。主要施策ウ 特別教育等の充実で、取り組みの概要が2本で継続です。実施状況の②です。小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から特別の教科『道徳』となり、小学校は教科書も採択されたということです。事業費、評価は記載のとおりで達成度Aとしています。課題と対応方向です。①です。環境教育、防災教育の推進ですが、避難所開設体験学習の実施方法等の検討ということで、対応方向ですが、学校課業日の実施に向けて各学校と協議していくと。それから、②道徳教育の充実については、②教科化に向けた検討ということで、対応方向、②引き続き積極的な研修参加を促し、授業内容、評価方法の共通理解を図っていくとしています。評価委員の意見・提言ですが、環境教育は地域特性を生かして実施されていると。また防災教育は絶対必要であり、どこにいてもその経験を生かすことができるので、今後とも事業の充実を努めていただきたいと思います。道徳教育が教科化されることとなるが、より一層の充実を努めていただきたいと思います。

17ページです。主要施策エ 児童生徒の健康及び安全の充実《取組その1》です。取り組みの概要は3本で継続です。実施状況、事業費、評価については記載のとおりで、達成度Aとしています。課題と対応について、①、②がなく、③です。いじめ、問題行動、不登校への対応ということで、③心理テストの回数の見直しということで、対応方向ですが、③いじめに関しては、当町独

自のいじめ防止基本方針の策定を進めると。また、スクールカウンセラーの派遣については、今後も継続する。心理テストについては、1から2回へ回数を増やして実施していくとしています。評価委員の意見・提言ですが、今後とも事業の充実に努めていただきたいと思います。

18ページです。主要施策エの児童生徒の健康及び安全の充実《取組その2》です。取り組み概要につきましては、2本ですが、実施事業の①ということで、新規で立ち上げたものがあります。町内各小学校から通学路危険箇所等の提供をもらい、通学路等交通安全推進会議の立ち上げを行ったというものです。評価につきましては①です。通学路の確保について、推進会議を立ち上げ、推進プログラムを策定したと。達成度Aというものです。課題と対応方向の課題については特にはありません。2本ともありません。評価委員の意見・提言です。児童生徒の安全確保が第一である。今後とも、事業充実と取組を進めていただきたいと思います。

19ページです。主要施策オ 高校教育の充実ということで、取り組みの概要で2本です。昨年度、事業実施ということで今後の支援を含めた在り方を検討するため、虻高未来づくり推進会議を立ち上げたところです。事業費、今後のあり方の協議で7万円の決算額ということで、達成度Bということで、30シートのうちのB、2本Bあると言いましたが、2本のうちの1本がこれです。達成度は比較的高いということで、課題と対応方向ということで、①入学者増につながる支援策ということで、それから、②あり方の協議については、虻田高校の魅力化、支援のための協議会活動の推進ということで、①、②ともに対応方向ですが、今後も虻高未来づくり推進会議では虻高の魅力化の発信及び入学者増となるような支援策を検討・協議していくとしています。評価委員の意見・提言です。今後のあり方について、中学生の卒業者が減少していくなど難しい面もあるが、早急に結論を得て虻田高校の支援の充実に努めていただきたいと思います。

続きまして、20ページです。主要施策カ 学校施設の整備です。取り組みの概要は1本で継続です。実施状況、事業費、評価は記載のとおりで達成度はAとしています。課題と対応方向。課題につきましては、老朽化した施設の改修ということで、対応方向です。学校施設の長寿命化計画等、老朽化対策を計画的に行っていく必要がある。また、洞爺中学校体育館に設置している吊り天井の補強を合せて早期に実施していくと。評価委員の意見・提言です。児童生徒が健やかに学校生活を送ることができるよう、学校施設の維持、管理に努めていただきたいと思います。

21ページです。主要施策キ 地域交流事業の充実で、取り組みの概要は2本とともに継続です。実施状況、事業費、評価については記載のとおりで達成度Aとしています。課題と対応方向につきましては、②の事業についてのみ課題としています。子ども芸術文化フェスティバルです。土日開催などの検討が必要ということで、今後、全校児童生徒の参加の継続や多くの地域住民に見ていただくため、土日開催など実施時期を検討していくとしています。評価委員

の意見・提言です。洞爺湖子ども芸術文化フェスティバルについては、今後においても地域の方々に観ていただくことができるよう、土日開催の継続に努めていただきたいと思います。

22ページです。主要施策ク 進学支援の充実で、取り組みの概要については継続です。育英資金の関係、給付の関係、貸付及び給付の関係で、実施状況、貸付等の状況、実績。それから、事業費につきましては、319万2千円。特定財源319万2千円ですが、これにつきましては、町にいただいた寄附を育英資金の基金に繰り入れて、そこからこの事業費に充てているというものです。達成度はAです。課題と対応方向で、課題につきましては、貸付条件等の緩和としています。対応方向、学資金については、ふるさと納税の指定寄附により資金の確保はできている。貸付の利用は少ないが、さらに有効に運営していくということで、評価委員の意見・提言です。今後も適正な運用に努めていただきたいと思います。続きまして、社会教育課です。

永井課長

社会教育課に入りますので、参考資料も社会教育課のものを見ていただきたいと思います。

Ⅲ 社会教育の推進ということで、主要施策ア 第3次洞爺湖町社会教育中期計画の策定です。取り組みの概要で、この第3次社会教育中期計画の策定ということで、新規となっています。計画期間につきましては、平成30年度から34年度までの5ヶ年となっています。実施状況、事業費、評価についてはご覧のとおりとなっています。達成度につきましてはA、課題と対応方向、課題としては第3次中期計画の推進、対応方向といたしましては、ホームページ掲載等により住民に向けた周知を図る。計画に沿った事業として整合性を見極めていく。評価委員の意見・提言につきましては、他の計画との整合性を図り、策定内容に沿った事業の執行に期待する。

24ページです。主要施策イ 乳幼児事業の充実です。取り組みの概要については3点で継続です。実施状況、事業費、評価については、ご覧のとおりです。達成度についてはA、課題と対応方向につきましては、①の課題といたしまして、贈呈後のフォローアップとして、対応方向、読書の家の活用案内などの利用促進。②の課題といたしまして、事業の推進。対応方向といたしまして、情報の発信による啓発機会の充実としています。評価委員の意見・提言につきましては、乳幼児期における教育は重要な位置づけと捉えており、今後も家庭教育を支える事業として、継続して取り組んでいただきたいと思います。

25ページです。主要施策ウ 少年事業の充実（取組その1）です。取り組みの概要といたしましては3点、②のボードゲームなど電子機器を使用しないゲームの奨励。これが新規です。事業費ですが、ボードゲームの奨励事業については、事業費はありません。③のふるさと・ふれあい・フレンドリーツアーにつきましては、平成29年度200万7千円。特定財源の93万8千円については、事業の参加料です。評価につきましては、新規の②ボードゲームにつきましては、複数人集まって実施されることからコミュニケーション能力の

向上が図られました。また、世代間交流としても有効だった。達成度につきましてはAとしております。課題と対応方向につきましては、①の課題につきましては、登録者の増。対応方向としては、周知の徹底。②の課題といたしまして、参加者の増。対応方向といたしまして、定期開催等を通して魅力を発信。③につきましては、課題、相互訪問時期の検討として、対応方向といたしまして、小学校の授業時数確保から訪問時期を長期休み中に実施を検討。評価委員の意見・提言につきましては、今後も参加者の増員に向けて、事業内容の充実に努めていただきたいと思います。

26ページ、主要施策ウ 少年事業の充実（取組その2）です。取り組みの概要につきましては、継続でこの3件です。実施状況についてはご覧のとおり。事業費につきましては、④の放課後児童健全育成事業。これは学童保育ですが、事業費1,601万7千円。国・道補助金が935万円。その他の199万6千円については、学童の保育料となっています。評価についてはご覧のとおりとなっています。達成度につきましてはA、課題と対応方向、④の課題につきましては、事業の充実・体制確保、対応方向といたしまして、活動内容の充実。支援員の確保策を検討する。⑤につきましては、登録ボランティアの活用、対応方向、全ての登録ボランティアの実践活動に向け、関係機関との連携を強化する。⑥につきましては、事業の充実・体制確保、対応方向といたしまして、指導体制の強化。指導者の確保策を検討する。評価委員の意見・提言につきましては、放課後児童健全育成事業につきましては、体制の充実について引き続き取り組んでいただきたいと思います。また、地域未来塾は利用実績も年々増加しており、今後も学力の向上、学習習慣の定着に向けて実施していただきたいと思います。

27ページです。主要施策エ 青年・成人教育の充実です。取り組みの概要につきましては、①が成人式。②につきましては人づくり育成事業の実施につきましては、新規の事業です。実施状況②につきましては、人材育成及び地域活性化を目的に国内先進地の視察研修費用を助成実施ということで、2件実績がありました。マンガアニメフェスタのボランティアスタッフによる先進地の視察。これにつきましては4名。JA青年部による先進地の視察につきましては、20名の参加をいただいています。事業費につきましては、②の人づくり育成事業につきましては、平成29年度44万6千円の決算額です。評価につきましては、ご覧のとおり。達成度につきましてはAとしています。課題と対応方向、①の課題につきましては、成人年齢の引き下げ、対応方向といたしまして、成年年齢を引き下げる民法改正により、成人式の実施内容等の見直しを行っていく。②につきましては、課題、活用の推進ということで、対応方向は、事業の周知による制度活用の促進。各団体への事業説明会を実施する。研修内容の発表の機会を提供する。評価委員の意見・提言につきましては、成年年齢の引き下げによる成人式・成人の集いのあり方について今後、検討を図りたい。また、人づくり育成事業につきましては、研修発表の場の提供など、事業の有効活用に向けて取り組んでいただきたいと思います。

28ページです。主要施策オ 女性事業の充実並びに男女共同参画事業の充

実です。取り組みの概要については、継続の3点です。実施状況につきましては、③のきずな学級の開催が未実施となっています。評価の③きずな学級につきましては、講師や会場日程等の調整がとれず、平成29年度の開催が見送りとなりました。達成度につきましては、一部事業の未実施ということで達成度Bとなっています。課題と対応方向、①の課題につきましては、後継者の育成、対応方向として、会員の高齢化に伴う後継者の育成。②につきましては、参加者の確保、対応方向につきましては、女性活躍の機会づくりのため継続した参加者の確保。③の課題につきましては、事業の充実、対応方向としては、参加者の増。男女共同参画の醸成に繋がる内容の充実。評価委員の意見・提言につきましては、女性団体の後継者育成に向けた活動支援に努めていただきたい。また、きずな学級の一層の充実を図り、継続した開催に向けて執り進めていただきたい。

29ページです。主要施策キ、高齢者事業の充実で、取り組みの概要はいきいき学園1点です。実施状況についてはご覧のとおり、事業費、評価につきましても表記のとおりです。達成度につきましてはA、課題と対応方向、①の課題といたしまして新規参加者の増、対応方向として事業の周知。企画内容の充実。男性参加者の増加策を検討する。評価委員の意見・提言につきましては、新規参加者の登録に向けて周知を図り、今後も継続して高齢者事業を実施していただきたい。

30ページです。主要施策ア、芸術文化活動の充実。取り組みの概要については2点、継続です。実施状況については、ご覧のとおりとなっております。事業費で3番目にあります、心に夢の灯をともし芸術鑑賞会平成29年度決算額193万3千円、その他167万円につきましては、洞爺湖町文化振興基金の繰入れです。評価につきましては表記のとおりです。達成度をにつきましてはA、課題と対応、①につきましては、人材の発掘・活動の支援、対応方向につきまして、発表の場の提供、個人・団体の活動支援。②の課題につきましては、芸術鑑賞機会の提供。対応方向として平成25年度から5ヶ年にわたり、心に夢の灯をともし芸術鑑賞会と銘打って、実施の鑑賞事業が終了。5年間の検証を行い実行委員会等で今後の在り方等を検討。評価委員の意見・提言につきましては、芸術文化にふれる機会の提供は関係団体と連携し、今後も継続して取り組んでいただきたい。

31ページです。主要施策イ、入江・高砂貝塚保存整備・運営の充実（取組その1）です。取り組みの概要につきましては、3点、継続です。実施状況については表記のとおり、事業費につきましては、①の高砂貝塚保存整備事業、平成29年度につきましては、5,515万3千円、特定財源で国、道の補助金については、2,631万円、その他の2,850万円については、起債の借入れです。評価につきましては表記のとおりです。達成度につきましてはA、課題と対応方向、①の課題については、計画に基づく整備ということで対応方向、年次計画による周辺施設を含めた整備。②の課題につきましては、参加者数の増ということで、対応方向、縄文への理解を深める内容の充実と周知とし

ております。評価委員の意見・提言につきましては、町内の貴重な文化財や縄文遺跡に対する学習の機会を小中学生等に向けて提供する機会の充実を図るなど、事業の充実に向けて取り組んでいただきたいと思います。

32ページです。主要施策イ、入江・高砂貝塚保存整備・運営の充実（取組その2）です。取り組みの概要につきましては、継続事業1点です。実施状況、事業費、評価については表記のとおりと。達成度につきましてはAとしています。課題と対応方向、課題といたしましては、推薦候補の選定。対応方向、入江・高砂貝塚を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けては、推薦候補として選定されるのが当面の目標であり、これに向けて関係機関と連携し取り組む。評価委員の意見・提言につきましては、北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産である入江・高砂貝塚について、町内外へ情報発信し、世界遺産登録に向けて取り組んでいただきたいと思います。

33ページです。主要施策ウ、文化財施設の充実。取り組みの概要につきましては、継続1点です。実施状況、事業費、評価については表記のとおりです。達成度につきましてはA、課題と対応方向につきましては、課題といたしまして利用者の増・定期的な展示替え。対応方向といたしまして、定期的な展示替えや、特定資料による特別展示の開催、周知により利用者の増加に努める。評価委員の意見・提言につきましては、郷土の歴史を学ぶ施設として、定期的な展示替えや特別展を通して、広く情報発信に努め、利用者の増員に向けて取り組んでいただきたいと思います。

34ページです。主要施策オ、読書活動の振興。取り組みの概要につきましては、2点継続です。実施状況、事業費、評価につきましては、表記のとおりです。達成度につきましてはA、課題と対応方向につきましては、①の課題といたしまして、施設の利用促進。対応方向としまして、図書関連行事等の情報発信やサークルの支援に努める。②の課題といたしまして、応募者数の増。対応方向といたしまして、共催団体と連携し、学校などへの働きかけに努める。評価委員の意見・提言につきましては、読書活動の推進事業を通して、本に親しむ機会の提供や情報発信に努め、施設の利用促進に向けて関係機関との連携を図りたい。また、施設のあり方についても今後継続して検討を進めていただきたいと思います。

35ページです。主要施策ア、体育振興事業の充実。取り組みの概要につきましては、継続1点です。実施状況、事業費、評価については、表記のとおり、達成度についてはA、課題と対応方向につきましては、課題については、①体育事業の円滑実施ということで、対応方向、スポーツ推進委員等との連携により、円滑の体育事業の実施に努め、関係団体による合同会議の開催に向けて継続的に取り組む。同じく課題としまして、スポーツ振興基金の改正検討ということで、対応方向、スポーツ振興基金の遠征費助成要項について、各近隣市町の制度を参考に内容改正に向けて基金運営委員会で検討。評価委員の意見・提言につきましては、体育事業については、関係団体との連携を図り、事業内容の充実に向けて取り組んでいただきたいと思います。また、スポーツ振興基金については、有効な

活用が図られるよう執り進められたいとしています。

36ページです。主要施策ア、社会教育施設及び社会体育施設の整備で、取り組みの概要につきましては2点です。実施状況につきましては、表記のとおり、事業費につきましては①の社会教育施設維持管理事業につきましては、平成29年度1,329万8千円の決算額で、特定財源176万2千円につきましては、施設の使用料です。同じく①の体育施設運営事業につきましては平成29年度1,328万円の決算額で、特定財源66万千円につきましては、体育施設の使用料です。評価につきましては、②の旧洞爺湖温泉中学校体育館につきましては、平成28年度から庁内検討会議、地域検討会議の協議において「有効な利活用を図る」こととし、平成29年度の庁内プロジェクト会議の協議においては今後の校舎解体、体育館改修スケジュールなどをとりまとめました。達成度につきましてはA、課題と対応方向、②の課題につきましては、整備内容の協議ということで、対応方向、体育館の整備に向けて協議を進める。評価委員の意見・提言につきましては、各施設においては、今後も利用促進に向けて取り組んでいただきたい。また、旧洞爺湖温泉中学校体育館については、地域と協議を深め、有効活用が図られるよう執り進められたいとなっています。

天野教育次長

それでは、37ページです。推進項目Ⅶ番目、学校教育の推進。主要施策ア、学校給食の充実です。取り組みの概要は3本です。それで、3番目、虻田給食センター煙突設置工事の実施については、一般的には管理の中の単発的な工事で、ちょっと大きいので特出しをさせていただきました。事業実施状況、事業費、評価については、記載のとおりと。達成度Aとしています。課題と対応方向、①ですが、給食センターの管理運営の検討ということで、虻田、洞爺給食センター共に経年劣化が進んでいたため、機器類の更新等を図り長寿命化に努め、虻田給食センターの蒸気回転釜3台中残り1台の更新を行う。それから、②の課題ですが、地場産品の使用拡大及び栄養教諭の活用ということで、対応方向ですが、引き続き地場産品の使用を継続していき、児童生徒、保護者へ洞爺湖産食材であることを給食献立表及び給食だよりを通じて周知をしていく。また、栄養教諭による食の指導の充実を図るということで、評価委員の意見・提言ですが、今後も、地場産品の活用を図り、安全・安心な給食提供に努めていただきたいとしています。以上です。

遠藤教育長

教育委員会の点検・評価について、今、事務局の方から説明。時間の関係もありまして、ちょっと端折った形になりましたが、法律に定められているということで、今後これを議会に提出し、公表していくという形になっています。

内容等について皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

岩原委員

成人式の年齢のずれ、これをどのように解消しようと考えられていますか。

永井課長

まだ、具体的なものは無いのですが、今年の6月ですか民法の改正で成年年

年齢が20歳から18歳に引き下げられまして、施行が2022年の4月施行ということで、その時点では従来20歳。その時点で18歳、19歳が成人というふうになるということなのですが、今、その成人式のあり方というかあり方自体もそうですが、開催の時期、そういうことがそのときに、年齢が重なるというのと、例えば、18歳であれば、受験を控えているということもありますので、様々な課題が多くあるということで、十分な検討が必要。

遠藤教育長

色々なことを制約されている。お酒もダメだし、タバコもダメだし、色々なことを制約されているので、成人式というより20歳の集いみたいな形で継続してはどうかという話もあるし、本当にまだ不透明な状況で私どももう少し根本的なことから少し考えていかないといけないと思っています。あまりにも難しいなと思っています。

岩原委員

ちょっと気になったものですから。

遠藤教育長

他にいかがでしょうか。質疑なしということでよろしいでしょうか。

《「ありません」とう人あり。》

それでは、提案のとおりこの別添内容で決定することにご異議ありませんか。

《「なし」とう人あり。》

異議なしと認めます。

議案第21号、平成30年度（平成29年度対象）教育委員会の点検・評価については原案のとおり決定いたしました。

以上で議決事項を終わります。

日程第5、その他になりますが、この後、協議会を開催いたしますが、皆様から何かありますでしょうか。

《「ありません」とう人あり。》

事務局から何かありますか。

《「ありません」》

それでは、以上をもちまして、洞爺湖町教育委員会平成30年第3回臨時会を終了いたします。ご苦労さまでした。

日 程 第 5
【 そ の 他 】

日 程 第 6
【 閉 会 】

14：59 閉会